

医学生が臨床実習で行う医業の範囲に関する検討会報告書 (令和4年3月 医学生が臨床実習で行う医業の範囲に関する検討会) の概要

背景・経緯

- 令和3年5月に医師法が改正され、厚生労働省令で定める共用試験に合格した医学生は、臨床実習において医業をすることができることとするともに、共用試験の合格が医師国家試験の受験資格の要件とされた。
- 共用試験は、国家試験と内容が異なるため、医療安全や学生保護等の観点から医師の指導監督の下であるとしても、一定の医業については、医師法施行令において除くことにより、行えないこととされた。
- 「医学生の臨床実習で行う医業の範囲に関する検討会」において、臨床実習における指導監督の状況について確認し、さらに診療参加型臨床実習の実施を促すため、政令で除くべき医業及び今後の臨床実習を円滑かつ安全に実施するための方策について検討を行い、医学生が臨床実習で行う医業の範囲に関する考え方について、報告書を取りまとめた。

概要

(1) 臨床実習における医師の指導監督の状況について

① 臨床実習における医行為の違法性阻却の条件と今般の法改正との関係について

- ・「臨床実習検討委員会最終報告（平成3年）」は、医学生が「①侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること、②指導医による指導・監督の下に行われること、③臨床実習に当たり事前に医学生の評価を行うこと、④患者等の同意を得ること」の条件の下で行う医行為の違法性はないと整理しており、この整理は、医学生の医業が医師法に位置付けられて以降も引き続き妥当であり、今後もこの考え方に沿うべき

② 大学における管理について

- ・「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の診療参加型臨床実習ガイドラインに、臨床実習における大学の役割が記載
- ・医学生が行う医業は、今後も引き続き、大学における臨床実習の統括部門の管理の下、適切に指導監督されることが重要

③ 患者の同意について

- ・当面の間は、院内掲示のみをもって同意とするのではなく、例えば入院患者からは包括同意を文書で取得し、さらに侵襲的な行為を行う際は個別同意を取得することなども検討すべき

④ そのほか臨床実習において改善すべき点や配慮すべき点について

- ・指導を行う医師の質向上の取組や、事前のシミュレーショントレーニング等の十分な準備、患者の精神的な苦痛への配慮、患者の相談窓口の設置などが必要

(2) 医学生が臨床実習で行う行為について

① 侵襲的な医行為及び判断を伴う行為について

- ・医学生が行う医行為は、実施する場面や患者の状況、医学生の習熟度等により、侵襲度や安全性が異なること等から、医学生が行うべきでない医行為を個別列挙することは医学的な観点からも困難
- ・医学生が行う医行為は、大学の統括部門が定めた範囲を遵守した上で、指導監督を行う医師が決定することが適当

② 処方箋の交付について

- ・処方箋過誤がある場合に重大な事故を招きかねないこと、医学生は薬剤師からの疑義照会に適切に対応できないおそれがあることから、処方箋の交付は政令で除くべき医業に当たる